

新居浜市上工下水道施設包括委託事業  
優先交渉権者選定基準

令和7年9月

新居浜市上下水道局

## 目 次

1. 審査の概要 .....	2
1-1. 選定の方法 .....	2
1-2. 審査委員会の設置 .....	2
1-3. 審査方法 .....	2
1-4. 審査結果の公表 .....	3
2. 審査の内容 .....	4
2-1. 第一次審査（参加資格審査） .....	4
2-2. 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査 .....	4
2-3. 第二次審査（提案審査） .....	4
2-4. 優先交渉権者の選定 .....	4
3. 総合評価点の算出方法 .....	4
3-1. 配点方針 .....	4
3-2. 提案書類の審査項目等 .....	5
3-3. 評価点の得点化方法 .....	8

## 1. 審査の概要

### 1-1. 選定の方法

本事業は、水道、工業用水道及び公共下水道事業に係る維持管理や改築に関する専門的な知識や技術の保有する民間事業者に対して、創意工夫やノウハウを生かした効率的・効果的な事業運営を求めるものである。提案内容を総合的に評価することにより事業者選定を行うことが必要であることから、本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 1-2. 審査委員会の設置

市は、PFI法第11条第1項に規定する客観的な評価を行うために、新居浜市上下水道事業ウォーターPPP審査委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案に審査及び評価等を行う。

委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同位置と判断される団体等が、委員に対し直接、間接を問わず本プロポーザルに関連した接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。なお、手続きの期間中に委員が変更となった場合は変更前の委員及び変更後の委員に対しても同様の接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。

委員長	東  渕  則  之	（松山大学 教授）
副委員長	羽  鳥  剛  史	（愛媛大学 教授）
委員	三  宅  祥  智	（愛媛県 土木部道路都市局 都市整備課課長）
委員	加  地  和  弘	（新居浜市 企画部長）
委員	高  橋  宣  行	（新居浜市 建設部長）
委員	玉  井  和  彦	（新居浜市 上下水道局長）

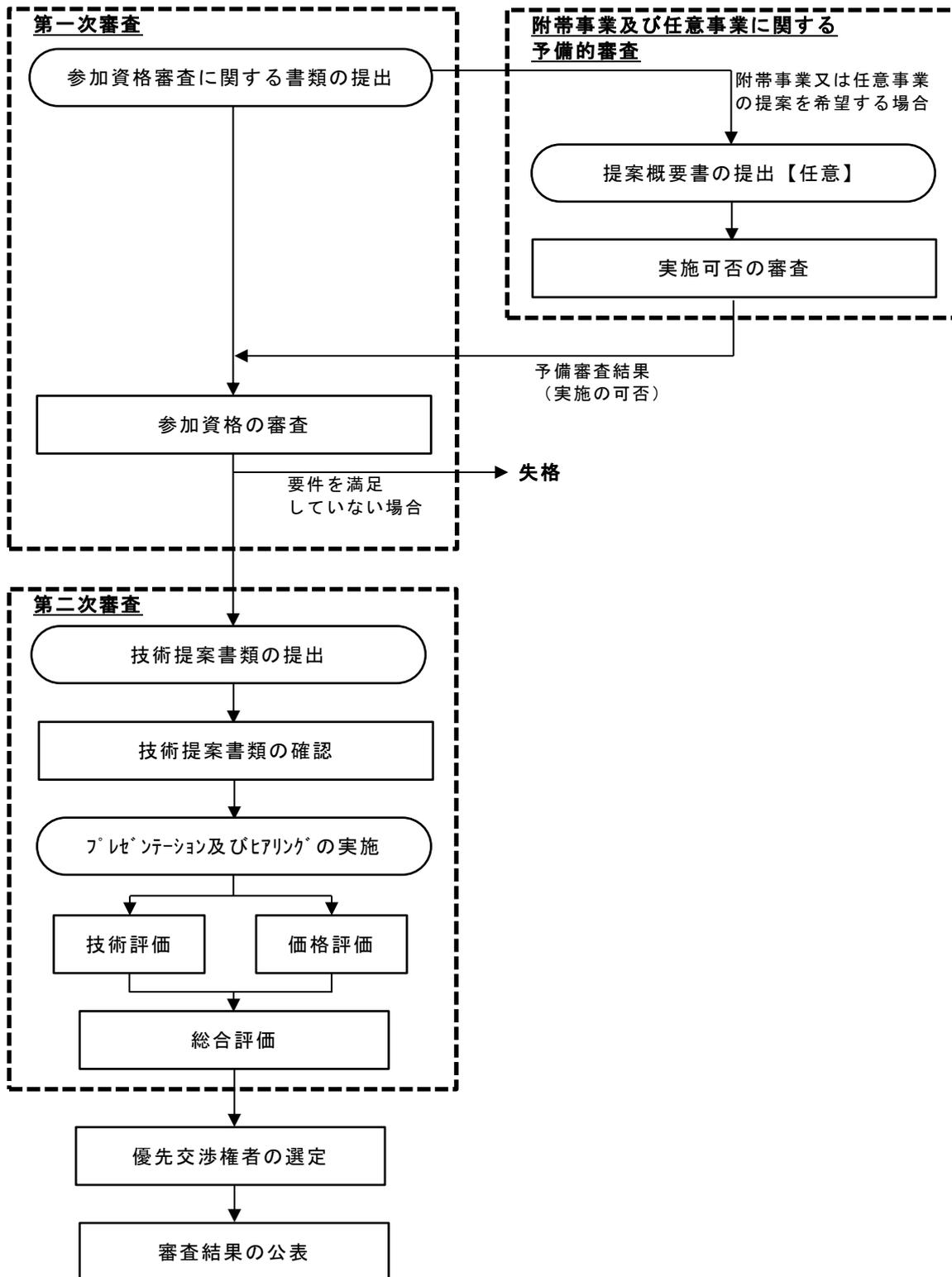
### 1-3. 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

市は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。



図表-1 審査の流れ

#### 1-4. 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

## 2. 審査の内容

### 2-1. 第一次審査（参加資格審査）

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

### 2-2. 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯事業及び任意事業を提案する場合は、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。なお、実施可否については、参加資格確認の結果と併せて通知する。

### 2-3. 第二次審査（提案審査）

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

第二次審査は、技術評価に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と、応募者の提案したサービス対価に基づく点数（以下「価格評価点」という。）を基に、次の式によって総合評価点を求めるものとし、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、総合評価点が同点となる場合は、技術評価点が高い提案を行ったものを最優秀提案として選定する。

また、提案されている内容のうち、要求水準書において定めている事項について、当該要求水準を満たしていない場合は、失格とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

総合評価点の算出方法は、「3 総合評価点の算出方法」に示す。

### 2-4. 優先交渉権者の選定

市は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

## 3. 総合評価点の算出方法

### 3-1. 配点方針

総合評価点は、提案書類の技術的内容に基づく技術評価点及び提案額に基づく価格評価点で構成され、その配点は、それぞれ90点及び10点を満点とする。技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点（100点満点）とする。

技術評価は、「3-2 提案書類の審査項目等」に示す評価項目毎に行う。

技術評価及び価格評価の得点化は「3-3. 評価点の得点化方法」に基づき得点化し、その後、技術評価点と価格評価点の点数を合計した総合評価点により、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

### 3-2. 提案書類の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出にあたって、提案書類の審査における評価項目、求める提案及び評価の視点と配点は図表-2のとおりとする。

図表-2 求める提案及び評価項目と配点

提案項目		求める提案及び評価の視点	配点
大項目	小項目		
1. 事業の運営方針	本事業の特徴を踏まえた運営方針・工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の特徴を十分に理解し、応募者の考える3事業一体運営の効果を明記し、その効果を最大限発揮するための方針について提案を求める。</li> <li>・短期的な視点だけでなく中長期的な視点で効率的な事業運営を行うための工夫について提案を求める。</li> </ul> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方針や工夫が具体的に示されており、全体的に妥当性があり、実現可能性の高い提案を評価する。</li> </ul>	8
	事業運営にあたっての現状分析、課題整理及び対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の3事業の現状を把握し、課題を明記し、その対応策について提案を求める。</li> </ul> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単に検討を羅列したのではなく、課題と対応策の整合が図られている提案を評価する。</li> </ul>	3
2. 事業の実施体制	業務の役割分担・責任分担及び SPC の組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施のために必要とされる体制を明記し、実施可能な役割分担・責任分担等による SPC の組織体制及び SPC の指示系統について提案を求める。</li> </ul> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担、責任分担が明確であり、専門性が適切に活用され、効率的かつ機能的な連携が図られる提案を評価する。</li> </ul> <p>また、SPC の意思決定のプロセスが明確な提案を評価する。</p>	7
	統括遂行責任者及び業務主任技術者の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括遂行責任者及び各業務の業務主任技術者の配置計画について提案を求める。</li> </ul> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置計画が具体的であり、配置する者の妥当性、役割や責任範囲が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	4
3. 運転管理業務の方針	処理場施設の運転管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場施設における要求水準を満足するための運転管理計画について提案を求める。</li> </ul> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理計画が具体的であり、管理目標値の設定など実施内容が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	5

提案項目		求める提案及び評価の視点	配点
大項目	小項目		
4. 保守管理業務の方針	処理場施設の保守管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場施設における要求水準を満足するための保守管理計画について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・機械設備、電気・計装設備について、予防保全的な視点による自主点検方法（内容、実施頻度等）が示されている提案を評価する。また、点検データの活用について有効な提案があれば評価する。</li> </ul>	3
	下水道管路の保守管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管路における要求水準を満足するための保守管理計画について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・管路施設について、予防保全的な視点による点検調査方法（内容、実施時期等）が示されている提案を評価する。また、点検データの活用について有効な提案があれば評価する。</li> </ul>	3
	水源施設・工水施設の保守管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源施設及び工水施設における要求水準を満足するための保守管理計画について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・機械設備、電気・計装設備について、予防保全的な視点による自主点検方法（内容、実施頻度等）が示されている提案を評価する。また、点検データの活用について有効な提案があれば評価する。</li> </ul>	3
	水道管路、工水管路の保守管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道管路及び工水管路における要求水準を満足するための保守管理計画について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・管路施設について、予防保全的な視点による点検調査方法（内容、実施時期等）が示されている提案を評価する。また、点検データの活用について有効な提案があれば評価する。</li> </ul>	2
5. 改築更新に係る方針	改築計画（下水道）の策定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の維持管理状況を踏まえた改築計画の策定方針について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・改築計画の策定方針が具体的であり、管理・更新一体マネジメントによる LCC 縮減等の効果が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	3
	処理場施設の改築に係る設計及び工事の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場施設の改築に係る設計及び工事の実施方針について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・実施方針が具体的であり、設計及び工事を同一事業で実施する効果が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	4
	水道管路・下水道管路・工水管路の設計の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計や詳細設計に係る方針について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・実施方針が具体的であり、現場条件に沿った成果とするための方針が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	2

提案項目		求める提案及び評価の視点	配点
大項目	小項目		
6. その他の創意工夫	下水処理場・雨水ポンプ場の更新方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、施設全体が耐用年数を迎える下水処理場や雨水ポンプ場などの更新等に関する考え方について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・将来展望が効率的かつ実現性があり、本事業内で整理すべき事項が具体的に示されている提案を評価する。</li> </ul>	2
	情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で取得される情報の管理方法及び共有方法、上下水道管路台帳の効率的な運用について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・情報の管理方法及び共有方法、上下水道管路台帳の効率的な運用が具体的であり、3事業に係る情報を一体的に管理することによる効果が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	4
	新技術の導入や創意工夫といったイノベーションに関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の導入や創意工夫に関する方針についての提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・方針が具体的に示されており、全体的に妥当性があり、実現可能性の高い提案や産官学の連携に資する提案を評価する。</li> </ul>	2
7. 地元企業の活用に関する方針	地元企業との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業との協力・連携（緊急時除く）の方針について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>各業種毎の協力・連携の方針が具体的であり、地元企業の活用に積極的な提案を評価する。</li> </ul>	3
	地元企業との将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が考える事業継続に向けた地元企業との関係やビジョン、それを実現するための本事業内での取組みについて提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・ビジョンが明確であり、実現するための行政、地元企業及び事業者の役割が具体的で、地元企業への技術の移転が期待できる提案を評価する。</li> </ul>	2
8. 危機管理体制及び災害対応の方針	危機管理体制及び災害・事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制（配置計画、連絡体制、教育訓練等）の構築に関する提案を求める。</li> <li>・地震・津波、水害、重大漏水事故等を想定した対応方針（初動対応、復旧方針、事業間バックアップなど）について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・現行の危機管理と同等以上の効果が期待でき、対応手順や体制が具体的に示されている提案を評価する。</li> </ul>	4
	緊急時における地元企業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時における地元企業との連携方針について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・地元企業との連携方法について、対応力の向上が見込まれる役割分担や支援体制などが明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	2

提案項目		求める提案及び評価の視点	配点
大項目	小項目		
9. モニタリングに関する方針	セルフモニタリングの実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフモニタリングの実施方針（ビジョン、方法など）について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・実施体制、実施範囲、実施頻度など具体的で、サービス水準を低下させることなく、官民双方の負担軽減が考慮された提案を評価する。</li> </ul>	4
	セルフモニタリングを用いた業務の改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフモニタリングを活用した業務の維持・改善方法について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・モニタリング項目や判断基準の設定、原因究明から改善方策の検討、改善結果の検証など具体的な方法についての提案を評価する。</li> </ul>	4
10. リスクに対する考え方	リスクの想定とその対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を10年間安定的に運営するにあたり、潜在的に有するリスクや特に重要視するリスクについて提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・リスクを低減するための具体的な対応や保険の付保についての提案を評価する。</li> </ul>	3
11. 事業の最適化に関する方針	官民の役割分担の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施効果を向上させるために、官民の役割分担の最適化に向けた考え方や工夫について提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・最適化に向けて行政的な視点も考慮した内容であり、最適化フローが明確な提案について評価する。</li> </ul>	5
12. 地域貢献等	地域の人材雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の採用方針や役割及び事業継続に向けた技術継承に関する提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・地域人材の雇用について具体的に示されており、地域人材への技術継承が適切に行われる体制を評価する。</li> </ul>	2
	広報活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を含めた上工下水道事業に関する住民理解や関心を高めるための提案を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・情報発信の方法や住民理解・関心を得る取組みについて具体的に示された提案を評価する。</li> </ul>	2
13. 追加提案	自由記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に効果のある提案（附帯事業を含め、任意事業は除く）を求める。</li> <li>【評価の視点】</li> <li>・提案内容が具体的であり、事業における効果が明確に示されている提案を評価する。</li> </ul>	4
技術評価点 合計			90

### 3-3. 評価点の得点化方法

#### (1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに図表-3のとおり4段階の評価を行い、得点化する。

図表-3 技術評価基準

評価	評価内容	評価点
A	当該評価項目において特に優れた提案である。	配点×100%
B	当該評価項目において優れた提案である。	配点×75%
C	当該評価項目において標準的な提案である。	配点×50%
D	当該評価項目において標準未満の提案である。	配点×0%

(2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、提案上限額を0点、提案者のうち最低提案額を満点（10点）として、その間を直線補間した次の式により得点化する。なお、価格評価点は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（10点）} \times (\text{提案上限額} - \text{提案額}) / (\text{提案上限額} - \text{最低提案額})$$